

# 虐待が疑われる重大事例等検証報告書（概要）（平成22年3月～10月検証実施分）

## 大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会

### 検証の目的・方法

#### （1）検証の目的

平成20年12月～平成21年12月に発生した児童虐待事例のうち、特に必要であると判断された事例について、今後の再発防止と児童虐待の発生予防、支援体制の充実のため、今後の取り組みの指標となる提言を行うことを目的に検証を行った。

#### （2）基本的な考え方

- ・本検証は、再発防止に向けた今後の方策を検討するためのものであり、個人の責任追及や事件化を行うためのものではない。
- ・調査においては、対象者の利益を損なう様な追求は行わない。
- ・個人の対応を問題とするのではなく、組織としての対応の問題を把握するものである。

#### （3）実施方法

関係機関等からの調査結果をもとに、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会において、問題点・課題の抽出、提案事項の検討を進めた。

### 開催日程・委員

開催日程：平成22年3月～平成22年10月（計4回実施）

委 員：大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会委員 7名

## 事例の検証から明らかになった問題点と課題

事例の検証を行った結果、次のような問題点・課題がみられた。

### 1 関係機関との連携に関すること

- ① 病院や保健所は支援の必要性を認識していたが、訪問を拒否され支援に繋がらなかった。正当な理由なく、訪問を拒否された場合は、リスクが上がったと判断し、より多くの関係機関との連携を図るべきである。
- ② 児童相談所から警察の捜査状況の確認がでておらず、「虐待」としての判断が遅れた。
- ③ 警察が捜査中の事例に関しては、警察からの情報収集は困難であり、慎重な対応をする。
- ④ 関係機関で「乳幼児揺さぶられ症候群」に関する虐待の共通認識が持てていない。医学的な情報提供の遅れや提供内容の不足があったと思われる。

### 2 保護者への支援に関すること

- ① 虐待に対する認知が進むと、それに対する防御反応がでてくるため、支援を受け入れてもらうことが難しくなる。
- ② 制度や支援の目的をできるだけ早い段階からきちんと理解させ、利用できるサービスについての情報を伝えていくことが必要。
- ③ 重大な結果に至った事例などは、心情面から家族との接触がためらわれるが、残された家族へのカウンセリングや支援という観点からの関わりも必要である。
- ④ 対応困難な保護者に対しては、家族や周囲の人を巻き込むアプローチも検討すべき。

### 3 要保護家庭としての判断に関すること

- ① 保護者の日常的な育児状況に問題がない場合、リスク評価が難しい。
- ② 保護者の経歴から、非常に苦労している状況があるにもかかわらず、要保護家庭としての認識ができていなかった。家族の人間関係などもう少し掘り下げる必要があった。

## 再発防止に向けた提言

### 1 関係機関との連携強化

#### (1) 虐待に関する情報の普及と認識の共有化

身体的虐待や心理的虐待、ネグレクト、性的虐待など虐待に関する情報は、広く関係機関に認知されてきているところであるが、高度な医学的判断を要する「乳幼児搖さぶられ症候群」などについては、家庭内の密室で発生することが大半であり、客観的根拠となる事実が乏しいことから、「虐待」と判断することを躊躇する場合が多いと思われる。

しかしながら、子どもの安全確保を最優先に考えた場合、子どもが説明のつかない受傷状況である場合や「乳幼児搖さぶられ症候群」の医学的所見が出ている場合などは、まずは「虐待」を疑った対応を行なうべきである。

また、こうした考え方を関係機関が共有しておくことが、子どもや保護者への適切な支援や関係機関との連携強化に重要である。平素から、虐待に関する専門的知識や事例など関係機関への普及・啓発を積極的に行っておくことが必要である。

#### (2) 通告や情報提供しやすいシステムづくり

支援者が関係機関に通告や情報提供する場合、どうしても取り越し苦労かもしれない、迷惑をかけるかもしれないという意識が働く。しかし、子どもの安全を確保するためには、こうしたことは織り込み済みでなければならず、「無駄だ」という価値観を変えなければならない。「関係機間に迷惑をかけてよい」「無駄が大事」という認識を関係機関が共有していくことが大事である。

また、保健師の訪問を理由なく断った場合などは、その段階でリスクが上がったと判断し、より専門の関係機間に繋げるシステムを構築すべきである。

#### (3) 警察との連携強化・細やかな情報交換を可能とする関係づくり

様々な関係機関が家族への支援や関わりを持つ中で、それぞれの機関の立場での判断や対応があり、警察が捜査している場合などは、十分な情報交換・協力が難しい場合もあると思われる。

このような状況にある場合でも、可能な範囲での情報交換・協力が滞ることのないように、日頃から関係機関との顔の見える関係づくりや情報交換しやすいしくみづくりが大切である。

事件に関する保護者等の必要な情報を円滑に入手し、また児童相談所が入手した情報を円滑に提供することにより、子どもや保護者に対し適切な指導・支援が図られるよう、日頃から警察との密な協力・連携体制を整えておくことが必要である。

そのためには、事件発生後の協力体制だけでなく、虐待の未然防止の観点から事例の検討会を行うなど、児童相談所・警察・関係機関等が一緒に協議できる場を作っていくことが望ましい。

## 2 一般県民への周知啓発

### (1) 子育て知識の啓発

以前は、子育て知識に関する常識が、親を取り巻く周囲の人間からきちんと伝えられていたが、近年の若い親などは、子育て知識を常識として知らない場合が多いと思われる。

子どもを車内に放置すること、子どもを一人で家に置いて出ること、乳児を乱暴に扱うことなどの危険性が十分に理解されておらず、こうした子育て知識のなさ、適切な子どもの扱い方を知らないことが、子どもに悲劇を招く結果となっていると言える。

子育て知識に関する常識などについて広く周知・啓発を行うことが必要であり、その常識を逸脱して、車内放置のように子どもを危険な状態に放置することは、「虐待と判断され得る」ことを警告していくことも大切である。

また、映像や携帯電話・インターネットなど、若い人たちが受け入れやすい手段を駆使して、県民に分かりやすい形での啓発に努めるべきである。

### (2) 子育て支援制度の周知

「虐待」に関する認知が進むと、それに対する防御反応がでてくる。出産前の早期の段階から、困っている人への支援制度がたくさんあることを啓発し、それらの制度が「親を支援するためのもの」「誰でも平等に受けられるもの」であり、関係機関が「助けてくれるもの」として肯定的に受け入れられるような方策が必要である。

そのためには、早期に相談した結果、うまくいった事例などの成功例の積み重ねを地道に広報し、具体的に、子育てに悩む親がどのような援助を受けることができるのかを周知することが大事であると思われる。

また、必要があると判断されれば支援のための訪問があること、理由なく訪問を断った時には、関係機関に連絡する仕組みがあることを周知することも、支援を受け入れやすくするための一つの方法であると思われる。

## 3 地域資源の活用促進

若年の親や養育不安を抱える親、養育力が乏しい親などに対しては、地域にある子育て支援を活用した身近なサポートが望まれ、早期の段階で地域資源に繋げられるネットワークやしくみづくりが必要である。

各市町村において、支援の必要な親に対して乳幼児全戸訪問事業等を実施しており、支援に繋げていく取組がなされているが、訪問拒否や支援者のスキルの問題もあり、十分であるとは言えない。

県内の一部の市町村においては、ペリネイタル・ビジット事業を実施しているが、これは産婦人科・小児科・保健所が連携して、妊娠婦の段階から情報共有を行い、支援が必要な保護者を支援に繋げることができる非常に効果的な事業であり、ペリネイタル・ビジット事業を広く展開していくことが望ましい。

#### 4 家族支援のあり方

児童相談所が虐待の疑いにより家族に介入する場合、保護者が拒否的な反応をとる場合がほとんどであり、刑事罰の可能性がある場合は一層関係を取ることが難しくなる。

しかしながら、家族にきょうだい児がいる場合や将来的に第2子・第3子が生まれる可能性がある場合など、そうした時にどのような支援ができるかといった視点からのアプローチが必要である。

他機関からの支援や当事者以外の家族への働きかけなど、両親にプレッシャーをかけることなく支援者が関われる手法について検討する必要がある。

#### 5 対応困難な事例に対するマニュアル整備

母親が支援に対し不安を抱き、それを拒否するような場合は、直に母親と対応することが難しいと思われる。

家族からのアプローチの方法、支援を拒否された場合等の対応、関係機関との協力のあり方など、マニュアル的なものを整備し、関係機関と共有して広く活用すべきである。

また、マニュアルの作成に際しては、相談支援の成功例や失敗例を収集し、それを元に作成するとよいと思われる。